

静岡県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年12月19日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

第1 監査の概要

令和5年9月5日に随時に実施した監査である。

施工中に現地確認が必要な工事について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査を実施した。

第2 随時監査（出先機関）の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

(1) 浜松土木事務所

ア 監査実施日 令和5年9月5日

イ 監査対象 地震・高潮対策河川事業（防災・安全交付金）二級河川馬込川水門工事